

事業者各位

枚方市総務部契約課長

## 令和4年度入札・契約制度の改正について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

令和4年度については、低入札価格調査制度における対象工事の拡大、部分払金が出請負人に確実に支払われていることの確認及び入札参加者の見直し、前払金の支払の対象となる工事の拡大並びに人的関係又は資本的関係がある事業者の同一入札等への参加制限の見直しを内容とする入札・契約制度の改正を行います。

については、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

##### (1) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大について

入札不正行為の防止に資するため、予定価格1億円以上の土木一式工事及び管工事を低入札価格調査制度の対象工事とします。

##### (2) 部分払金の確認について

公共工事に従事する技能労働者の処遇改善に向けた環境整備に資するため、低入札価格調査制度の対象となった工事について、部分払金が出請負人に確実に支払われていることを確認することとします。

##### (3) 低入札価格調査制度対象型における入札参加者の見直しについて

低入札価格調査制度対象型において市内事業者の受注機会の拡大を図り、市内事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、次のとおり、入札参加者の見直しを行います。

<見直し内容>

改正後	現行
<p>1 特別な施工実績及び施工能力(技術的能力)が不要な工事は、原則として市内業者を対象として発注</p> <p>2 特別な施工実績又は施工能力(技術的能力)が必要な工事は、その他業者(市外業者)までを対象として発注</p>	<p>1 (1)又は(2)に該当する工事は、原則として市内業者を対象として発注</p> <p>(1) 土木工事 1億5,000万円以上2億円未満</p> <p>(2) 建築工事 1億5,000万円以上4億円未満(建築物改修工事については、1億5,000万円以上)</p> <p>2 (1)、(2)又は(3)に該当する工事は、その他業者(市外業者)までを対象として発注</p> <p>(1) 土木工事 2億円以上</p> <p>(2) 建築工事(建築物改修工事を除く。)4億円以上</p> <p>(3) その他工事 1億5,000万円以上</p>

(4) 前払金の支払の対象となる工事の拡大について

建設業者が公共工事を円滑に施工することができるよう、資金調達の円滑化のための取組として、前払金の支払の対象となる工事を、契約金額200万円以上の工事から予定価格130万円の工事にまで拡大することとします。

また、前払金の支払の対象となる緊急工事について、暫定契約書の活用により、前払金を支払うことができるようにします。

(5) 人的関係又は資本的関係がある事業者の同一入札等への参加制限の見直しについて

次のいずれかに該当する場合は、同一入札及び同一見積合せに参加できないこととします。なお、「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号)に定めるものとします。

①資本的関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

- 1) 一方の会社等の役員※が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員※が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員※と他方の会社等の役員※が、同居している場合

- 2) 一方の会社等※と他方の会社等※の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等※と他方の会社等※の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

※には個人事業主を含みます。

## 2. 実施時期

令和4年4月1日以後に発注公告又は指名をする案件から実施します。